

# 平成26年度点検防衛監察の結果について

平成27年9月30日

防衛省防衛監察本部

## 【目 次】

第 1	全般	1
第 2	監察の概要	1
1	基本的考え方	
2	対象機関等	
第 3	監察の結果	2
1	入札結果の検証態勢の強化等に係る改善状況	
2	年度末における適正な予算執行に係る改善状況	
別紙	実地監察の対象機関等	4

## 第1 全般

この報告は、防衛大臣の命を受け、平成26年度に実施した「入札結果の検証態勢の強化等に係る改善状況」及び「年度末における適正な予算執行に係る改善状況」に係る点検防衛監察の結果を取りまとめたものである。

## 第2 監察の概要

### 1 基本的考え方

#### (1) 趣旨

平成20年度定期防衛監察の結果に基づく改善措置等に関する防衛大臣指示（平成21年12月21日防衛大臣指示第6号。以下「21年度大臣指示」という。）の「各調達機関自らが入札過程の監視及び入札結果の検証態勢の強化を図ること」（以下「入札結果の検証態勢の強化等」という。）に関し、その後の定期防衛監察において、全く取組が行われていない機関等が一部認められた。

また、平成22年度定期防衛監察の結果に基づく改善措置等に関する防衛大臣指示（平成23年11月21日防衛大臣指示第6号。以下「23年度大臣指示」という。）における「年度末に残予算の執行を過度に追求しようとするあまり調達の公正性をゆがめかねないような無理な予算執行を行うことを厳に慎むよう関係職員に十分理解させること」に関し、平成24年度定期防衛監察において、一部の機関等で、調達の公正性をゆがめかねないような無理な予算執行（以下、このような調達を「ゼロ調整」という。）の疑いのある案件が認められた。

このような状況を踏まえ、平成26年度も引き続き、「入札結果の検証態勢の強化等に係る改善状況」及び「年度末における適正な予算執行に係る改善状況」の観点から点検防衛監察を実施することとした。

#### (2) 監察の観点

ア 入札結果の検証態勢の強化等に係る改善状況

21年度大臣指示の趣旨に照らして業務が適切に実施されているか否かという観点から監察を行った。

イ 年度末における適正な予算執行に係る改善状況

23年度大臣指示の趣旨に照らして業務が適切に実施されているか否かという観点から監察を行った。

### 2 対象機関等

#### (1) 対象機関等

①平成25年度定期防衛監察において「ゼロ調整」が強く疑われる案件が確認された機関等のほか、②調達業務において指導監督すべき立場にある陸海空の各幕僚監部及び技術研究本部内部部局（以下「監督機関等とい

う。)からの指導監督が届きにくい遠方にある機関等、計16箇所を対象とした。

対象機関等については別紙のとおりである。

**(2) 内容**

契約関係書類の調査を行った。

**(3) 延べ日数**

監察に充てた延べ日数は24日である。

### **第3 監察の結果**

#### **1 入札結果の検証態勢の強化等に係る改善状況**

事後的検証の実施状況について調査したところ、対象機関等自ら、又は、監督機関等が対象機関等の入札結果に係る検証を行うことで、全ての対象機関等において、検証が行われていた。さらに、全ての一般競争入札案件を対象に検証を行う、検証結果を担当部署以外の部署で確認するなど、積極的に取り組んでいる対象機関等も複数見られた。

もっとも、検証を行っている対象機関等の半数は、検証項目や検証対象品目が限定的であったり、単年度の入札結果のみ検証しているなど、検証が十分行われているとは言い難い状況にあった。

監督機関等は、管理下の機関等に対し、検証要領等を具体的に示すとともに、検証の実施状況やその問題点等を把握するなどして、十分な検証が行われるよう引き続き指導・監督する必要がある。

また、一部の対象機関等では、監督機関等が対象機関等の入札結果の検証を行っているところ、その検証に際して、対象機関等の主体的関与や監督機関等との連携が見られなかった。さらに、検証を実施した監督機関等は、検証結果に基づく対象機関等に対する必要な指導を行っていなかった。

監督機関等は、管理下の機関等に係る入札結果の検証を行った場合には、その検証結果に基づき、管理下の機関等に対する必要な指導を行うことが望ましい。また、管理下の機関等は、監督機関等による検証が行われている場合であっても、監督機関等任せにすることなく、主体的に関与する、監督機関等と連携するなどし、独自に検証を行うことが望ましい。その際、監督機関等と連携しながら、検証項目や検証対象品目を充実させ、複数年度にわたる入札結果を検証するなどし、競争性の拡大や公正性の確保に努めることが望ましい。

#### **2 年度末における適正な予算執行に係る改善状況**

平成25年度末の契約状況を確認した限り、全ての対象機関等において、ゼロ調整が疑われる案件は認められなかった。

これは、監督機関等が、巡回指導や各種会議の場を活用し、現場の実務担

当者に対して、ゼロ調整防止の周知・徹底を図るとともに、予算執行計画の見直しによる早期執行の追求を指導している成果と考えられる。

また、平成25年度監察で「ゼロ調整」が強く疑われる案件が確認された対象機関等については、再発防止策を策定し、教育により周知していた。

もともと、一部の対象機関等において、調達要求部署の調達等関係職員の中に、ゼロ調整防止の意義を理解していない者や、そもそもゼロ調整を防止すべきことを知らない者も見られた。

ゼロ調整は、不必要な予算執行という点で問題となるだけでなく、契約を通じて特定の業者との関係が生じた場合に、それが談合の温床ともなり得るため、厳に慎む必要がある。

監督機関等は、引き続き、管理下の機関等に対し、ゼロ調整は許されないとの意識を浸透させるべく、繰り返し指導・教育を行う必要がある。

また、管理下の機関等は、今後も、監督機関等の指導・教育の下、適正な予算執行を継続する必要がある。

## 実地監察の対象機関等

対象機関等	
陸上自衛隊	補給統制本部 北海道補給処白老弾薬支処 北海道補給処足寄弾薬支処 第336会計隊 第342会計隊 第364会計隊
海上自衛隊	余市防備隊 新潟基地分遣隊 佐伯基地分遣隊
航空自衛隊	新潟救難隊
技術研究本部	札幌試験場 岐阜試験場
自衛隊別府病院	
自衛隊山形地方協力本部	
自衛隊新潟地方協力本部	
自衛隊富山地方協力本部	